

藍住町土地利用指導要綱

藍 住 町

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、藍住町における土地利用及び土地開発に関し必要な事項を定めて健全な発展と秩序ある整備を図り、もって計画的かつ良好な環境のまちづくりを進めて住民の福祉を増進することを目的といたします。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところといたします。

- (1) 開発行為 主として建築物又は特定工作物の建築の用に供する目的で行われる利用目的の変更を含む土地の区画形質の変更（農地法施行規則等で農地法第4条及び第5条の農地転用許可を必要としないものも含む。）
- (2) 事業者 開発行為の起業者
- (3) 開発区域 開発行為を行う区域
- (4) 公共施設 公共の用に供する施設
- (5) 中高層建築物 地上4階以上又は地上からの高さが10mを超えるもの

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号に掲げる事業について適用いたします。

- (1) 土地の開発行為を目的としたものすべて
- (2) 中高層建築物の建築であって一戸建て専用住宅以外のものすべて

(事前協議)

第4条 前条に規定する開発行為を行おうとする事業者は、事前協議書によって町長と協議していただきます。

2 前項の規定による協議後に計画を変更する場合は、事業計画の変更届によって再度、町長と協議していただきます。

(協定の締結)

第5条 事業者は、前条の規定による協議が完了した場合は、開発行為の同意書によって町長と協定を締結していただきます。

2 前項の規定による協定の締結後、3年以内に開発行為を行わない場合は、再度、事前協議書によって町長と協議していただきます。

(工事着工届の提出)

第6条 事業者は、開発行為に関する工事の着工に当たり、町長に工事着工届を提出していただきます。

(勧告及び公表)

第7条 町長は、第4条の規定による協議があった場合において、その協議に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、藍住町開発指導審議会の意見を聞いて、必要な措置を講じるべきことを勧告いたします。

2 町長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めます。

3 町長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することがあります。

4 前項の規定による公表は、町広報において行います。

(土地利用対策会議)

第8条 町長は、第4条の規定による協議に当たり、あらかじめ藍住町土地利用対策会議の意見を聞くものといたします。

(農業委員会に対する協力及び助言)

第9条 町長は、第4条の規定による協議があったときは、この要綱に基づいて必要な基準を定め、農業委員会に対し必要な措置を講じるよう協力を求めるものといたします。

(規制措置)

第10条 町長は、この要綱を遵守しない事業者に対して、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。

(1) 宅地開発等に関連する法令に基づく許認可上の事務手続をいたしません。

(2) 宅地開発等に関連する道路の工事又は占用を認めません。

(標識の設置)

第11条 事業者は、中高層建築物の建築に際して、事業計画の概要及び連絡先等を記載した標識を開発区域の見やすい位置に設置していただきます。

(付近住民との協議及び紛争処理)

第12条 事業者は、工事着工前に付近住民とよく協議していただきます。また、事業者は、中高層建築物の建築に際して、日影、電波障害、工期、工事中の安全対策等について、付近住民とよく協議していただきます。事業者と付近住民との間に紛争及び損害が生じた場合は、事業者において誠意をもって解決していただきます。

(紛争の調整)

第13条 町長は、中高層建築物の建築に関する紛争について、事業者又は付近住民から調整の申立てがあった場合、紛争の適正な解決を図るため必要に応じて紛争調整会議を開くことができます。

2 前項の規定による紛争調整会議の構成は、次のとおりとします。

- (1) 事業者等 3名以内
- (2) 付近住民 5名以内
- (3) 各関係課職員

3 調整を必要としないと判断した場合又は当事者の一方が調整に応じない場合は、調整を打ち切らせていただきます。

(公害防止措置)

第14条 公害発生の恐れのある施設を設けようとする事業者は、特定施設設置届出その他の公害防止の措置を十分配慮し、第4条の規定による協議において公害防止措置に関する誓約書を添付していただきます。

2 住宅が形成される団地については、工場・作業場及び生活環境を害すると認められる施設の建築を遠慮していただきます。

3 事業者は、開発行為により付近住民等から公害についての苦情等の申出があった場合、速やかに誠意をもって自主的に解決していただきます。

(水質保全)

第15条 河川の浄化及び環境美化のため、公共下水道及び地域下水道の処理区域を除き、合併処理浄化槽を設置していただきます。

第2章 公共施設の整備等

(公共施設の整備等)

第16条 事業者は、開発行為の施行に伴い新設及び改良を必要とする公共施設を自らの負担において整備していただきます。

(道路)

第17条 道路整備に当たっては、すべての関係者の協力を得てその整備に努め、生活利便の増進と安全を確保していただきます。

- (1) 広域幹線町道及び主要幹線町道については、事業実施計画のある各路線に合わせて幅員を確保できるよう協力していただきます。
- (2) 町道、開発行為によって新設される道路及び現に車輛等の通行の用に供している公共物については、幅員4m以上を確保できるよう協力していただきます。
- 2 町道及び開発行為によって新設される道路の宅地側に接するところは、道路側溝を設置していただきます。
- 3 町道、開発行為によって新設される道路及び現に車輛等の通行の用に供している公共物の交差するところは、別表に定めるすみ切りを確保していただきます。ただし、周囲の状況により別表に定めるすみ切りを設けることが困難な場合は、別図によるものとします。
- 4 道路は、両端を他の道路に接続していただきます。ただし、接続させる道路がない場合は、開発区域端まで延長し、将来隣接地が開発されることによってその区域内の道路と接続し通り抜け道路となるよう努めていただきます。
 - (1) 幅員4m以上6m未満の道路は、総延長を120m以下とし、延長35mごとに転回広場を設置していただきます。
 - (2) 幅員6m以上で延長50mを超える道路は、終端転回広場を設置していただきます。
 - (3) 分譲地内の主要道路及び総延長120mを超える道路は、幅員6m以上としていただきます。
 - (4) 開発区域内には、歩道を適宜配置し避難経路、歩行者の通行を確保するよう努めていただきます。
- 5 道路の路面は、しゅん工検査後3か月以内に、厚さ5cm以上のアスファルト舗装をしていただきます。ただし、交通量の増加が予想される道路及び町長が特に必要と認めた道路については、別に指示するものとします。また、勾配の著しく大きい道路については、すべり止め舗装等安全上必要な措置をしていただきます。
- 6 橋梁は、道路構造令による荷重設計とし、必要により安全施設の整備をしていただきます。
- 7 道路の掘削占用を必要とする場合は、町長の許可を得ていただきます。
- 8 排水管の埋設については、勾配及び土被り厚の確保をしていただきます。
- 9 道路の路面には、原則として電柱等交通の障害となる施設を設けないようにしていただきます。

(排水施設)

- 第18条 開発区域内の排水については、開発区域外の排水路、その他の排水施設に適切かつ有効に排出できるように接続していただきます。
- 2 排水路は、コンクリート三方張りを設置していただきます。
 - 3 水質汚濁防止法等の基準を守るとともに放流先の水利権者の同意を得ていただきます。
 - 4 放流先の河川、水路等に改修が必要な場合は、水路断面について90%以上を確保するとともに、既存排水施設に負担がかからないような設計を行い、事業者の負担において施工していただきます。
 - 5 排水路は、次の区分により管理に必要な土あげ場所を設置していただきます。
 - (1) 排水路の幅員150cm未満は、両側各30cm以上
 - (2) 排水路の幅員150cm以上は、両側各50cm以上
 - (3) 幹線排水路については、協議により決定するものとします。
 - 6 公共下水道事業認可区域及び下水道管渠が布設された道路に隣接する区域においては、公共下水道管理者と協議の上、公共下水道管理者が指示する下水道施設を設置していただきます。

(駐車場の整備)

- 第19条 開発行為に伴う建築物の用途及び規模並びに居住者の安全等を考慮し、次の各号の基準により駐車場を適切に配置していただきます。
- (1) 共同住宅等の場合は、原則として駐車場は敷地内に設置し、戸数の1.2倍以上の台数を確保していただきます。
 - (2) 店舗の場合は、付近住民に迷惑がかからないように十分な駐車台数を確保していただきます。

(施設の整備)

- 第20条 住宅戸数30戸を1ブロックとして1集会施設を設置していただきます。集会施設は、33㎡以上とし、附属施設として便所・湯沸かし・押し入れ等を設置していただきます。
- 2 ごみ収集施設の配置スペースの確保及びごみ収集については西クリーンステーションと協議していただきます。
 - 3 駐車場及び出入口付近その他特に必要と思われる場所に防犯灯を設置していただきます。
 - 4 交通安全施設として反射鏡、防護さく等を必要に応じて設置していただきます。
 - 5 中高層建築物の建築に際して電波障害が発生した場合又は発生が予測される場合は、事業者の負担において電波障害改善施設を設置していただきます。
 - 6 分譲、共同住宅、工場、事務所等を目的とし、開発区域の面積が1,500㎡以上のものについては、町長及び消防署と協議し必要に応じて防火水槽又は消火栓を設置していただきます。

(宅地の規模)

第21条 景観を保つため一区画の敷地面積を132㎡以上とし、建ぺい率を60%以下にさせていただきます。

(共同住宅の管理)

第22条 事業者は、共同住宅の適正な管理を維持するため、ホールの見やすい場所に管理責任者の氏名、連絡先等の表示板を設置させていただきます。

2 使用規定を定め、これを入居者に遵守させていただきます。

(公共用地の確保)

第23条 事業者は、開発区域周辺の公共用地との境界設定を行い、公共用地を明確にさせていただきます。

(水道施設)

第24条 事業者は、開発区域に係る上水道施設の設置については、水道事業管理者と協議させていただきます。

(開発行為施行中の措置)

第25条 事業者は、開発行為施行中の排水、用水、公害、交通安全等の問題について十分配慮させていただきます。

(道路の使用)

第26条 事業者は、開発行為において資材等の搬入出路とする道路の使用について、管理者の指示に従うとともに町民の通行を妨げないようにさせていただきます。

2 道路を破損した場合は、速やかに事業者の責任において原形復旧させていただきます。

(文化財の保護)

第27条 開発区域内に文化財等がある場合は、これらの発掘については文化財保護法の規定に基づく所定の手続のほか、町長と十分協議させていただきます。

第3章 検査・管理

(検査)

第28条 町長は、開発行為の施行に際して関係職員を開発区域内の土地に立ち入らせ調査させることができます。

(完了届)

第29条 事業者は、開発行為に関する工事が完了したときは、町長に工事完了届を提出していただきます。

(しゅん工検査)

第30条 町長は、工事完了届が提出されたときは当該工事がこの要綱の内容に適合しているかどうかについて検査し、その結果を事業者に通知いたします。

(公共施設の引継ぎ等)

第31条 事業者が施工又は設置した公共施設は、この要綱に定めるもののほか、町長と協議の上、原則として町に引き継ぐものとします。

2 事業者は、工事のしゅん工検査を受けようとするときは、公共施設の帰属に関する図書を管理者となるべき者に提出していただきます。

第4章 その他

(記載外適用)

第32条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて町長と協議していただきます。

2 既に開発された土地についても、開発行為に該当する場合は、この要綱に準拠して適用しますので町長と協議していただきます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年7月1日から施行します。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行します。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月1日から施行します。

附 則

(施行期日)

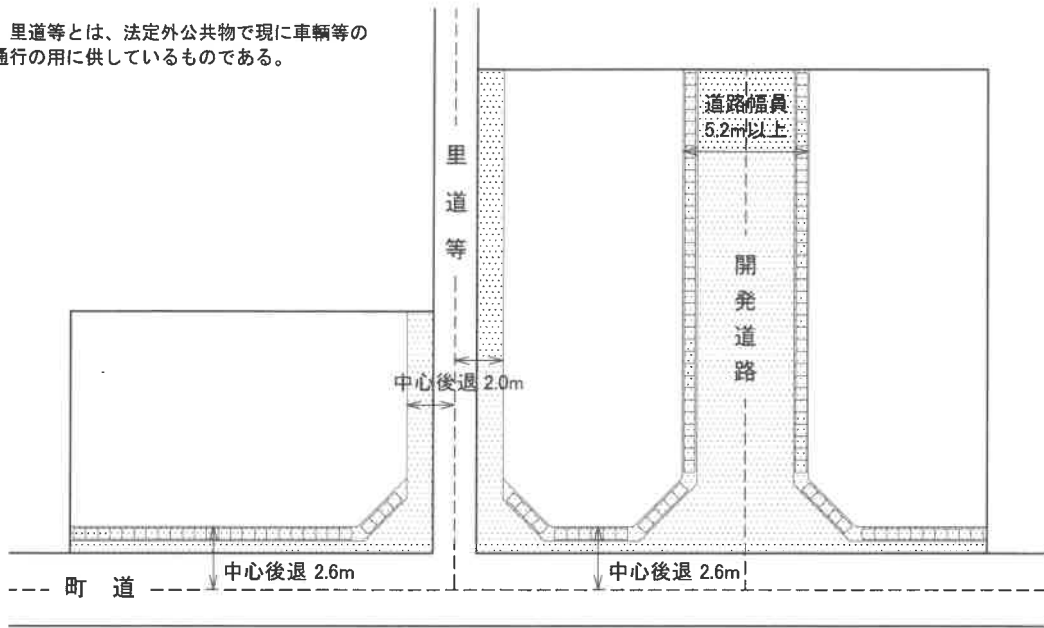
この要綱は、平成29年4月1日から施行します。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月1日から施行します。

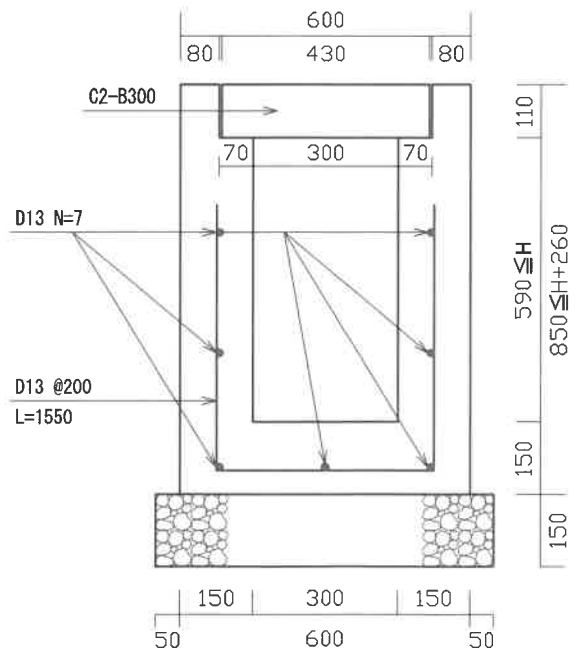
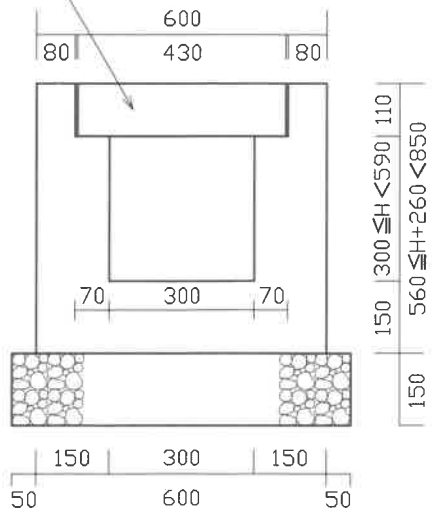
※ 里道等とは、法定外公共物で現に車輛等の通行の用に供しているものである。



第17条第1項、第2項関係

道路幅員、側溝整備

C2-B300



第17条第2項関係

道路側溝規格（一般部）

